

## 太田市マスコットキャラクター「おおたん」デザイン使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市のマスコットキャラクター「おおたん」(市が定めたマスコットキャラクターの基本デザイン(別図)及び市が別に定めるその展開デザインをいう。以下「キャラクター」という。)のデザインを使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請)

第2条 キャラクターの使用を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が業務に関し使用するとき。
- (2) 市内の学校等の教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が提出の必要がないと認めたとき。

(使用承認等)

第3条 市長は、前条の規定により申請を受けた場合は、その内容を審査し、当該各号のいずれにも該当しないと認めたときは、使用の承認をするものとする。

- (1) 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認するような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他市長が使用について適当でないとして認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認をしたときは、マスコットキャラクター使用(変更)承認通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、キャラクターの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、キャラクターを使用するに当たり、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、使用の承認をしないときは、マスコットキャラクター使用(変更)不承認通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 承認された目的及び用途に限り、使用すること。
- (2) 使用の承認を他に譲渡しないこと。
- (3) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) 使用の承認に係る物品等を使用するに当たり、事故等の防止に配慮すること。
- (5) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (6) キャラクターには、「太田市マスコットキャラクター「おおたん」」(以下「ロゴマーク」という。)と表示すること(ロゴマークの表示が困難な場合は、市長が認めた表示方法とすること)。
- (7) キャラクターを使用して作製し、又は製造する物件(以下「使用物件」という。)は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (8) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (9) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(承認内容の変更)

第6条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、マスコットキャラクター使用変更申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請を受けた場合は、その内容を審査し、変更の承認をするときは、マスコットキャラクター使用(変更)承認通知書により当該使用者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、変更の承認をしないときは、マスコットキャラクター使用(変更)不承認通知書により当該使用者に通知するものとする。

(使用の中止又は廃止)

第7条 使用者は、使用を中止し、又は廃止しようとするときは、マスコットキャラクター使用中止(廃止)届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(使用承認の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する遵守事項に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、マスコットキャラクター使用承認取消通知書（様式第6号）により当該使用者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該使用者に対し、使用物件の廃棄を求めることができる。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、前項の通知があった日以後、当該使用物件を使用できないものとする。

（使用者責任）

第9条 この要綱による使用の承認は、商品、使用者等に係る市の推奨、協賛等を行うものでなく、使用者は自己責任のもと、キャラクターを使用し、又は利用するものとする。

2 市は、使用者がキャラクターを使用することにより、第三者に与えた損害又は損失に対し、損害賠償又は損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

3 市は、キャラクターの使用の承認を取り消したことにより、使用者に生じた損害に対し、その責めを一切負わない。

（使用管理簿の作成）

第10条 市長は、キャラクターの使用の状況を明らかにするため、マスコットキャラクター使用管理簿（様式第7号）により、記録を作成するものとする。

（その他）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに改正前の太田市マスコットキャラクター「おおたん」デザイン使用取扱要綱（以下「改正前の要綱」という。）第3条の規定により施行日以後の期間に係るキャラクターの使用の承認を受けた者は、改正後の太田市マスコットキャラクター「おおたん」デザイン使用取扱要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条の規定により使用の承認を受けた者とみなす。

3 施行日の前日までに改正前の要綱第2条の規定によりなされたキャラクターの使用の承認に係る申請は、改正後の要綱第2条の規定によりなされた申請とみなす。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別図)



注)

色彩は、次のとおりとする（数値は、全てパーセント）。

<カラー（RGB（※1））>

頭部の球体（左から順に①～④）：頭部の球体（左から順に①～④）：①255、229、0 ②0、116、255 ③255、127、0 ④52、171、205

葉っぱ：0、139、49

頭部、胴体及び手：192、227、9

頬（※2）：227、157、147

口：216、1、0

胴体（白部分）：255、255、255

足：64、157、40

※1 三原色。R：赤、G：緑、B：青

※2 頬部分については、ピンクと黄緑のグラデーション（50パーセント）処理



<カラー (CMYK (※3)) >

頭部の球体 (左から順に①~④) : ① 2、12、93、0 ②88、51、0、0 ③0、64、86、0  
④86、8、23、0

葉っぱ : 99、24、100、0

頭部、胴体及び手 : 41、0、99、0

頬 (※2) : 1、50、34、0

口 : 0、96、96、0

胴体 (白部分) : 0、0、0、0

足 : 87、13、100、0

※ 2 頬部分については、ピンクと黄緑のグラデーション (50パーセント) 処理

※ 3 四色印刷。C : シアン、M : マゼンダ、Y : イエロー、K : キー (キープレート、通常は黒インキ)



<グレースケール>

頭部の球体（左から順に①～④）：①18 ②56 ③47 ④33

葉っぱ：55

頭部、胴体及び手：23

頬：34（最大値）

口：67

胴体（内側）：0

足：45